

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社 トーニチコンサルタント
(2) 代表者氏名 横井 輝明
(3) 住 所 東京都渋谷区本町1丁目13番3号

2 指名停止措置期間 令和8年1月26日から令和8年4月25日まで (3箇月)

3 事 案 の 概 要

株式会社トーニチコンサルタントは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止措置理由

周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領別表1措置基準の12「独占禁止法違反行為」に該当する。

<指名停止措置要領別表1>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 12 市工事以外の工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	事実を認定し、指名停止を決定した日から 2箇月以上 24箇月以内

問い合わせ先 周南市 財政部 契約監理課 電話 0834-22-8425